

補助金の適正運用に関する指針

令和3(2021)年4月 改正

島本町

1 策定の趣旨

補助金は、直接的な反対給付を伴わない一方的な支出であり、財源の多くが住民からの貴重な税金で賄われていることから、交付対象となる事業の内容に公益性が確保されていることはもとより、その必要性について住民の理解が十分に得られるものでなければなりません。

本町ではこれまで、行政課題や社会経済情勢等に応じて各種の補助制度を創設し、行政目的を達成するための手法として活用してきました。一方で、補助金には、一旦創設されると検証が十分行われないうまま継続して長期化・固定化する傾向や、公的補助に依存することで団体等の自立や自主的な活動展開を妨げる傾向も指摘されています。

本町では、行財政改革の一環として、これまで補助金額の一律削減、補助金交付要綱における対象経費の明確化などに取り組んできましたが、引き続き、社会経済情勢や行政課題の変化等に柔軟に対応しながら、限られた財源を適正かつ有効に活用していくため、それぞれの補助金に係る公益上の必要性について、定期的に検証し見直しを行う必要があります。

こうしたことから、今回、「補助金の適正運用に関する指針」を策定するものです。

2 補助金の定義

「補助金」とは、一般に、特定の事業や研究等を育成、助長するために、公益上必要があると認めた場合に、対価なくして支出するものをいいます。

本町では、地方自治法第232条の2及び島本町補助金交付規則等に基づき、公益上の必要がある場合に補助金を交付しています。

なお、本指針の対象となる補助金は、島本町補助金交付規則に規定する補助金とします。

補助金は、公益上の必要性が客観的に認められ、かつ、補助対象者が自助努力をもってしてもなお不足する経費を補うことが原則であり、公益性・必要性等の判断にあたっては、次のような視点が求められます。

- ・補助の趣旨・目的が適正か。
- ・重要性や緊急性があるか。
- ・適切かつ有効な効果を期待できるか。
- ・補助対象者の性格（目的・構成員の状況）、活動状況が適正か。
- ・他の用途に流用される危険性がないか。

○地方自治法

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

○島本町補助金交付規則

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、本町の公益上必要がある場合に行なう補助金（助成金、交付金等名義のいかんにかかわらず、補助金の性質を有するものを含む。以下同じ。）の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

3 補助金の適正運用のための取組

補助金制度を適正に運用していくためには、補助金に係る公益上の必要性について、定期的に検証を行い、統合、廃止、見直し、またはより効果的な補助金への転換（以下「見直し等」という。）に努める必要があります。

このため、各補助金の適正運用に向け、次のとおり取り組むこととします。

（１）補助金の定期的な見直し

原則として、すべての補助金について、定期的に見直しを行い、その都度、制度継続の要否を判断するとともに、継続する場合にも内容の見直しや効率化等に取り組めます。

なお、見直し期間は概ね5年とします。ただし、他の法令等で終期が定められている場合は、それによるものとします。また、事業の性質や目的等に応じて、単発の補助や、5年より短い終期の補助を行うことは妨げません。

（２）補助金の検証と透明性の確保

（１）の見直し等に際しては、各補助金の目的、趣旨、効果、対象者、補助対象経費、補助率、補助金額等について検証を行います。

また、本町の補助制度の透明性を確保するため、検証結果を町ホームページ等で公表します。

（３）的確なニーズ把握や効果測定の実施

補助金交付の費用対効果が最大となるよう、的確なニーズ把握や効果測定に努め、見直し等に際しての参考とします。

（４）新たに補助金を創設する場合などの考え方

時代の変化を踏まえ、新たな行政課題に的確かつ柔軟に対応するため、補助金の創設または既存補助金の拡充が必要になることも考えられます。

その際には、公募型制度も含めた検討を行うとともに、限られた財源の中で効果的に事業を実施する観点から、既存事業等のスクラップ・アンド・ビルドを基本とし、財源確保に努めることとします。

なお、新たに創設した補助金についても、本指針に掲げる取組の対象とします。

4 各補助金の検証における基本的な視点（共通）

補助金の見直し等にあたっては、次の視点に基づき検証を行うこととします。

（１）補助金の必要性

① 基本的な視点

現在の社会経済情勢において、補助対象事業の目的や内容が適正であり、かつ重要性・緊急性が高く、真に公金を支出するにふさわしいと客観的に認められる事業に、補助金を交付することとします。

② 具体的な対応

ア 目的・内容において公金支出の妥当性が低下した補助金

▶ 社会経済情勢の変化等に伴い、事業の目的や内容において、公金を支出すべき必要性（住民福祉の向上、町の施策と合致している等）が十分認められない補助金は、廃止に向けた検討を行います。

イ 当初の目的を果たしている補助金

▶ 当初の目的が達成され、補助の必要性が低下していると認められる補助金は、廃止に向けた検討を行います。

ウ 住民ニーズが低下している補助金

▶ 交付申請数が減少するなど、住民ニーズが低下していると認められる補助金は、廃止に向けた検討を行います。

（２）補助金の有効性

① 基本的な視点

補助金が、期待する効果を上げている場合に、次年度も補助金を交付することとします。

② 具体的な対応

ア 期待する効果が十分に得られていない補助金

▶ 費用対効果において、期待する効果が十分に得られていない補助金は、廃止や見直しに向けた検討を行います。

イ 事業実施主体が自立している、または自立が可能な補助金

▶ 交付額が少額である補助金や、事業費に対する補助金収入の占める割合が低い補助金は、自主財源での運営など、自立化を促進します。

ウ 実施手法の転換が可能な補助金

- ▶ 直接執行や業務委託など、補助事業として実施するよりも効率的な(適切な)手法が想定される場合(町が交付対象者の事務局を担っており、町が主体的に事業を行っている場合など)は、実施手法の転換を検討します。▶ また、目的・対象・内容等が類似する補助事業が複数ある場合は、整理・統合を検討します。

(3) 補助金の妥当性・公平性

① 基本的な視点

補助金の対象となる経費や補助率、補助金額に妥当性が認められる場合に、次年度も補助金を交付することとします。

② 具体的な対応

ア 使途等が明確化されていない補助金

- ▶ 補助金交付要綱などで、補助対象経費や補助金額、補助率が妥当かつ明確に示されていない補助金については、見直しを検討します。
- ▶ 次に掲げる経費は、原則として補助対象外とします。

項目	説明
人件費	団体運営にかかる人件費(公益事業の実施に従事者の雇用が必要な場合、人件費の助成を目的としている場合を除く。)
交際費 慶弔費	祝金、香典、会員に対する報酬・謝礼、その他交際に要する経費等
食糧費	団体構成員及び事業参加者等への飲料費や懇親会の経費(講師へのお茶代等、事業活動に直接必要なものは除く。)
研修費	補助事業と直接関係のない研修の費用、宿泊を伴う研修費
寄附金 補助金 など	補助対象者から他の団体等への寄附金、補助金、貸付金(上部団体への負担金など団体運営に不可欠なものを除く。)
その他	上記以外で、社会通念上、公金を支出することが適当でない経費

イ 余剰金や繰越金などが多く生じている補助金

- ▶ 自主財源の不足分に補助金を充てることが原則であることから、交付対象者において多額の余剰金や繰越金が生じている場合(繰越金の額が補助額を超えている場合など)は、繰越の内容や事情等を確認し、状況に応じて返還を求めることを検討します(施設維持のための積立金等は除く。)
- ▶ 複数年度にわたり多額の繰越金が生じている場合や、多額の積立金がある場合は、補助金額の見直しや、補助金の廃止・自立化に向けた検討を行います。

ウ 国・府の制度に町が上乗せ補助している補助金

- ▶ 他自治体の状況、対象者の状況、町の施策との整合などを勘案し、上乗せ支援の必要性が十分認められない補助金は、廃止や見直しに向けた検討を行い

ます。

エ 類似事業を行う団体等との公平性が担保されていない補助金

- ▶ 類似事業を行う他の団体間等との間で、受益者に偏りがみられる場合（類似事業を行う団体が複数あるにも関わらず、一部の団体のみ毎年度補助しているような場合）は、補助金を交付している行政上の目的を精査したうえで、補助金の廃止や見直し、公募型補助制度への転換等を検討します。

（４）個別事情の考慮

補助金を変更・廃止することにより、住民生活への重大な影響が想定される場合は、個別に判断します。

また、見直し内容の反映について、住民生活に急激な変化を与える可能性がある場合は、経過措置の設定等の適切な配慮を行います。

5 各補助金の検証に向けた視点（性質別）

補助金の検証に際しては、「4 各補助金の検証における視点（共通）」に加え、各補助金を性質別に分類し、それぞれの性質に応じ、次の視点を踏まえることとします。

項目	説明	検証における視点
事業費補助	団体等が実施する事業（イベント行事を含む。）に対して交付する補助金	<ul style="list-style-type: none">● 施策の実現に不可欠と認められる特定の事業に限り、交付します。● 団体等の財政状況等を十分に勘案した上で、交付の可否を検討します。
団体補助（町施策補完型）	町の施策を補完するために活動する団体の運営に対して交付する補助金	<ul style="list-style-type: none">● 施策の実現に不可欠と認められる特定の事業を行う団体に限り、交付します。● 施策における交付対象団体の役割、補助金額の算出根拠を明確にした上で、交付します。● 定期的に行う検証時に、事業費補助への転換を検討します。
団体補助（団体育成型）	団体が経済的に自立するまでの期間、支援するために団体の運営に対して交付する補助金	<ul style="list-style-type: none">● 終期を定めての廃止、または事業費補助への転換を検討します。
施設整備補助	団体などが行う施設等の建設、整備、修繕等に係る事業に対する補助金	<ul style="list-style-type: none">● 施策の実現に不可欠と認められる特定の事業に限り、交付します。● 事業の性質等を踏まえ、補助率や金額の妥当性を個別に検証します。
その他	上記のいずれにもあてはまらない補助金（個人に対して給付される補助金など）	<ul style="list-style-type: none">● 社会経済情勢やニーズに合致しているか、他の類似制度と重複がないか等を見極めたうえで、補助率や金額の妥当性を個別に検証します。